



「子どもの権利」って なんだろう？



11月20日は「青森市子どもの権利の日」。皆さんは、「青森市子どもの権利条例」を知っていますか？
青森市子どもの権利条例は、子どもたちが、皆に愛されながら、元気にのびのびと過ごし、自分らしく豊かに成長していくことが出来るよう、子どもにとって大切な権利を守ることを目的としています。 子育て支援課（☎017-734-5320）

子どもにはどんな権利があるの？



安心して生きる権利

命が一番大切。子どもは愛されながら大きく育ち、どんな理由があっても、心や体を傷つけられたり、差別されません。
困っているときや不安に思っているときは、相談することができます。

自分らしく生きる権利

安心して過ごすことができる時間や場所を持ち、自分が思ったことや感じたことは、自由に表現できます。
自分が決めた夢や目標に向かってチャレンジし、自分にとって必要な情報や知識を得られます。

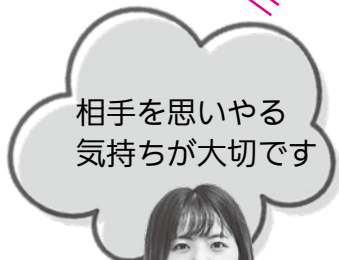
豊かで健やかに育つ権利

子どもは、遊んだり、学んだりしながら育つことができます。芸術やスポーツ、青森市の伝統や文化、自然は、心を豊かにし、子どもをたくましく育てます。
間違ったり、失敗をしても助言や支援を受けることができます。



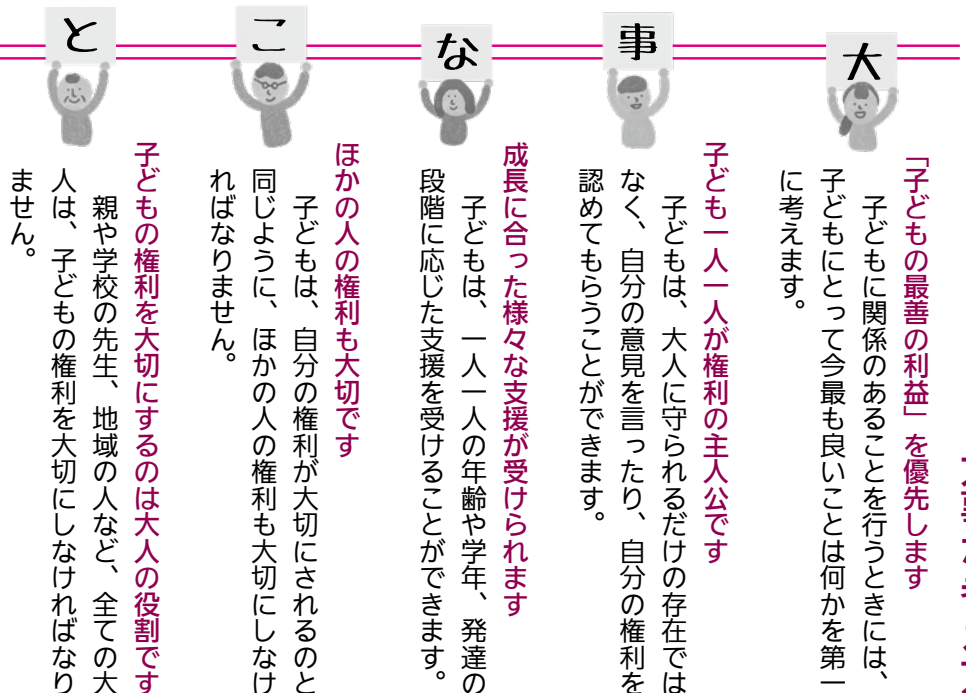
意見を表明し参加する権利

家庭や地域などで、自分の意見を言うことができ、その意見は大切にしてもらえます。相手の思いや考えも大切にしましょう。
仲間で集まり、自分たちで活動することができます。ですが、ほかの人の迷惑になることはしてはいけません。



相手を思いやる
気持ちが大切です

子育て支援課 佐々木



「青森市子どもの権利条例」の
大事な考え方



大人の責務!!

条例では、子どもの権利を尊重するために、**大人が果たさなければならない責務**を定めています。子どもの権利を尊重することは、単に子どもの要求や意見をそのまま受け入れることではありません。大人は、子どもにとって一番いいことは何かを考えて対応することが求められます。



子育て支援課 澤田

保護者の責務

保護者は、子育ての第一責任者として、子どもの権利を尊重しましょう。

地域住民の責務

地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しましょう。

育ち学ぶ施設の関係者の責務

育ち学ぶ施設（保育所、学校、児童養護施設等）の関係者は、子どもが自分らしく成長し発達していくために、育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しましょう。

青森市子ども会議フォーラム2021

「FOR CHILDREN～よかったら、ぼくたちの声も聞いてみませんか?～」

日時 11月20日(土) 10:45~12:00

場所 市議会議場

青森市子ども会議委員（小学生～高校生）21名、子どもサポーター7名が今年度の活動を通し、市へ意見提案を行います。



今年度の活動テーマは「青森市の魅力再発見」ぜひ、ご来場ください!



Instagram始めました!

アカウント名: @aomori.kodomokaigi

令和3年度 第1回青森市子ども会議

新型コロナの流行により
オンラインで開催しました!



青森市子どもの権利相談センター

子どもの権利相談センターでは、皆さんと一緒に問題の解決に取り組みます。

皆さんのお話をじっくり聞いて、皆さんにとって、今最も良いことは何かを一緒に考えます。必要な時は、いろいろな人と話し合いながら、皆さんが「もういいよ、大丈夫だよ」と思えるまで、気持ちに寄りそっていきます。

いじめ、体罰、友達や家族のことなど子どもの権利侵害に関することであれば、どなたでも相談できます。悩んでいることを話してみませんか? 秘密は守ります。相談しやすい方法でご相談ください。

窓口 駅前庁舎3階 子育て支援課内
電話 0120-370-642 (フリーダイヤル)
FAX 017-763-5678
受付時間 原則、月～金曜日 午前10時～午後6時
手紙 〒030-0801 新町二丁目3-7
子どもの権利相談センター宛
メール ☒aokodomokenri@city.aomori.aomori.jp



市ホームページ